

		Q	A
1	事業承継について	既に事業承継を行っているのですが、本補助金に応募することはできますか。	2015年4月1日から、補助事業期間完了日、または、2018年12月31日までのいずれか早い日までに、事業承継を行った事業者または行う予定の事業者が対象となっており、過去に事業承継を行った方も応募いただけます。
2	事業承継について	事業再編・事業統合支援型に応募できるのはどのような事業承継ですか。	補助対象事業は、事業を引き継がせる者（以下、被承継者という）と事業を引き継ぐ者（以下「承継者」という。）の間で、M & A等による事業の再編・統合を含む経営革新の取り組みを支援対象とします。
3	事業承継について	事業承継の場合、応募者は誰になるのですか。	原則として、承継者（事業を引き継ぐ者）になります。
4	事業承継について	募集要項の2. 補助対象事業 ①法人における退任、就任をともなう代表者交代による、事業承継のポイントを教えてください	承継者たる法人の代表が、対象法人の議決権の過半数を取得した場合で、かつ、承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでいる、又は他の法人の議決権の過半数を取得している場合のみ申請の対象となります。（承継者は、被承継者と同一法人）
5	事業承継について	募集要項の2. 補助対象事業 ②個人事業における廃業、開業を伴う事業譲渡による承継のポイントを教えてください	承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでいる、又は他の法人の議決権の過半数を取得している者である場合のみ申請の対象となります。
6	事業承継について	募集要項の2. 補助対象事業 ③法人から事業譲渡を受け個人事業を開業する承継のポイントを教えてください。	承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでいる、又は他の法人の議決権の過半数を取得している者である場合のみ申請の対象となります。（承継者は別法人）
7	事業承継について	募集要項の2. 補助対象事業 ④法人間における事業の引継ぎを行う事業承継のポイントを教えてください。	合併、会社分割（吸収分割に限る）、事業譲渡、株式交換、株式移転または株式譲渡による事業の引き継ぎが申請の対象となります。 （業務提携や資本提携等は対象外になります）具体的な承継については、募集要項P2をご覧ください。
8	事業承継について	募集要項の2. 補助対象事業 ⑤個人事業における廃業を伴う、個人事業主から法人への事業譲渡による承継のポイントを教えてください。	被承継者と承継者となる法人の代表者が同一人物の場合は申請の対象となりません。 ただし、2015年4月1日以降応募日までに個人事業主における事業譲渡による承継を行った補助対象事業であり、承継者である個人事業主が事業承継対象期間内（2015年4月1日～2018年12月31日）に法人化した又はする予定の場合は、申請の対象となります。
9	事業承継について	地域経済に貢献する中小企業者とは、だれをさしていますか。	中小企業基本法で定める中小企業者のほか、特定非営利活動法人を含みます。
10	事業承継について	個人事業主ですが、法人化して息子を初代表取締役役にしたいのですが、応募は⑤の承継の形態でよいのでしょうか。	応募は⑤の承継の形態になります。応募書類は承継済の場合は、⑤-1-1になります。承継予定の場合は、⑤-1-2になります。

		Q	A
11	事業承継について	承継者が受講する研修は、短期の研修でも、よろしいでしょうか。	研修の内容にもよりますが、原則として、ごく短期（1日限り）の研修の受講は、認められませんので、受講の際に、ご注意ください。
12	補助対象者について	特定非営利活動法人や一般社団法人、一般財団法人は事業承継補助金の対象になりますか。	特定非営利活動法人は対象となりますが、一般社団法人や一般財団法人等は対象外となります。
13	補助対象者について	特定非営利活動法人が事業承継を行う場合、事業承継として認められるために必要な条件は何ですか。	理事が全員変更されるとともに、承継者が新たに理事に選任される事が必要です。 ただし、定款により代表権が制限されている理事については、変更する必要はありません。
14	事業承継について	事業承継で新事業・新分野への進出を行う場合、既存の事業は行っても良いでしょうか。	問題ありません。
15	事業承継について	事業承継において、休眠会社を新代表の元で復活させ、新事業を行う場合は対象となりますか。	補助対象となります。
16	補助対象者について	申請対象（補助対象者）を教えてください。	原則として、募集要項の「2. 補助対象事業」「3. 補助対象者」「4. 補助対象者の資格要件」「5. 申請単位」の要件を満たしていれば対象となります。
17	補助対象者について	株式譲渡、株式交換、株式移転で支配下となった子会社での対象経費を申請することはできないのですか。	株式譲渡、株式交換、株式移転による事業承継において、承継者が行う新たな取組が被承継者の新たな取組と一体不可分な場合は、承継者及び被承継者による共同申請を行うことが出来、承継者が行う新たな取組に係る経費の他に、被承継者が行うシナジー効果の高い新たな取組に係る経費も対象経費とすることができます。
18	補助対象者について	平成24年度補正・第二創業補助金に採択されました。今回も応募できますか。	※平成24年度補正予算及び平成25年度補正予算「地域需要創造型等起業・創業促進事業（創業補助金）」、並びに平成26年度補正予算、平成27年度予算及び平成28年度予算「創業・第二創業促進補助金」において第二創業補助金として採択された者及び平成29年度予算「創業・事業承継補助金」において事業承継補助金として採択された者は本補助金への応募申請はできません。
19	補助対象者について	平成29年度補正事業承継補助金（後継者承継支援型／事業再編・事業統合支援型）両方に応募はできますか	平成29年度補正事業承継補助金（後継者承継支援型／事業再編・事業統合支援型）への応募は承継者1者につき1件を限度とします。 ただし、平成29年度事業承継補助金（後継者承継支援型）に既に申請し、採択されなかった申請者は、後継者承継支援型の2次募集に申請することは可能とします。
20	補助対象者について	承継者（の代表者）が応募申請時において代表権を有していない場合(個人事業主でもない場合を含む)は、応募できますか。	募集要項P4・4. 補助対象者の資格要件に記載してあるように、（1）経営経験を有している（事業）者、（2）同業種での実務経験などを有している（事業）者、（3）創業・承継に関する研修等を受講した（事業）者のいずれかの要件を満たす者であれば応募できます。 ※事業承継の形態①②③においては、承継時(予定も含む)に個人事業主として既に他の事業を営んでいる、又は、他の法人の議決権の過半数を取得している人でなければなりませんので、ご注意ください。

		Q	A
21	補助対象事業について	同一期間内に本補助金と地方自治体の補助金の両方を利用することはできますか。	同一費目に対する重複利用は認められません。
22	補助対象事業について	重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響がありますか。	利用を予定する(利用している)他の補助金等の記載を求めているのは、補助事業期間の確認を行い、重複利用とならないように注意喚起を行うためであり、記載があることをもって、不採択とする趣旨ではありません。事業承継補助金及び重複利用にあたる補助金の両方に採択された場合は、どちらを活用するかを選択してください。
23	補助対象事業について	国(独立行政法人を含む)の他の補助金・助成金の活用を考えています。本補助金と両方、利用することはできますか。	本補助金で申請している事業計画と、他の補助金・助成金で申請している事業計画が、明らかに異なる事業計画である、と判断できる内容であれば、活用は可能です。応募時に、他の補助金・助成金を申請中の場合は、様式1・別添<他の補助金を受けた又は受ける(申請検討中も含む)実績>に記入をお願いします。
24	応募手続きについて	自分の事業承継の形態(パターン)は、何を見れば、確認ができますか。また、応募に必要な書類は、どこを見ればいいのでしょうか。	事務局HPのⅡ型_応募ガイドをご覧ください。事業承継形態(パターン)ごとに、応募が可能か、確認ができます。また、事業承継形態(パターン)別に応募書類が確認できます。ぜひ、ご活用ください。
25	応募手続きについて	応募書類はどこにありますか?	HPのダウンロードページからダウンロードしてください。 平成29年度補正 事業承継補助金事務局 事業再編・事業統合支援型(Ⅱ型) <a href="https://www.shokei-29hosei.jp/">https://www.shokei-29hosei.jp/</a>
26	応募手続きについて	同一人物が、複数の事業承継に関して2件以上の申請を行うことはできますか。	同一承継者からの応募は、1件とします。
27	応募手続きについて	応募書類の提出方法を教えてください。	郵便・宅配便・バイク便等、配達されたことが確認できる方法で、お送りください。直接、事務局へのご持参での受付(受取)は、行っておりませんので、ご注意ください。
28	応募手続きについて	応募書類に不足があった場合は、事務局から連絡がありますか。	応募書類に不足があっても連絡はしておりません。また、書類の追加、差し替え、訂正等は応じることができません。書類を確認した上でご応募ください。
29	応募手続きについて	補足説明資料が、A4判片面印刷10枚程度と記載があるが、枚数に制限はありますか。	あります。10枚程度にまとめてください。また、A4判両面印刷・A3判印刷は不可になります。
30	応募手続きについて	電子媒体は、CD-Rのみですか?USBでも、よろしいでしょうか。	CD-Rのみです。保存ができていないか確認をしてから、提出してください。

		Q	A
31	応募手続きについて	事業承継、登記簿変更申請済みだが、応募締め切りまでに登記が完了していなくても応募できますか。	登記が完了していなくても応募できます。応募は承継者が行ってください。
32	応募手続きについて	応募書類(様式1・別添)(10)ビジネスプランコンテスト等の受賞実績は、ビジネスコンテストに限られますか。	国・自治体・民間等主催のものであれば、記載してください。過去の受賞も対象になります。賞状・新聞等の掲載記事・写真等も、補足書類として提出が可能です。
33	補助対象経費について	設備費の内外装工事を交付決定日より前に着工した場合は、補助対象経費として認められますか。	補助対象とはなりません。交付決定日以降の経費が対象となります。但し、一部、例外がありますので、募集要項P7、8、補助対象経費を参照してください。
34	補助対象経費について	応募書類(様式1)の3、補助金交付申請額に、(様式1・別添)(12)補助対象経費明細表の補助金交付申請予定額を記載してください。とあります。2種類の補助率があるのでしょうか。	本補助金、事業再編・事業統合支援型(Ⅱ型)は、採択上位の補助率は、2/3、以外は1/2としているため、2種類記載をお願いしています。
35	補助対象経費について	経営革新等に伴い、事業所の廃止や既存事業の廃止・廃業を行う場合の補助金額の上限はいくらですか。	採択順位により異なります。募集要項P17の9.補助率等をご確認ください。
36	補助対象経費について	設備費について、中古品は対象になりますか。	中古品は対象となりません。
37	補助対象経費について	ソフトウェアの購入費は、補助対象になりますか？	(様式1・別添)事業計画書__(8)新たな取組の具体的な内容_①経営革新等の具体的な内容に記載された事業に利用する特定業務用ソフトウェアに限り、対象となります。家庭用・一般事務用ソフトウェアの購入費やライセンス費用については対象となりませんのでご注意ください。
38	審査・採択について	補助金の採否結果はどのような方法で通知されますか。また、応募者全員に通知されますか。	応募者全員の方に対し事務局から文書による採否結果の通知を行います。
39	審査・採択について	事業承継で申し込む場合、既存の事業は審査の対象ですか。	審査における主な着眼点は、新たな取組の独創性のほか、実現可能性や収益性、継続性などとなります。このため、既存の事業に対してどのように経営革新に取り組むのか、また既存事業にどのような成長が期待できるのか、といった観点から、既存事業の状況を含め総合的に判断します。
40	審査・採択について	過去の応募数・採択された数は、どれくらいでしょうか。また、採択率はどれくらいですか。	過去の採択件数・採択率に関しては、中小企業庁のHPでご確認ください。 <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170726sogyoshoukei.htm">http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170726sogyoshoukei.htm</a>

		Q	A
41	交付決定後の注意事項	一定以上の収益が認められた場合、補助金の額を上限として一部を納付する場合がありますと記載されていますが、なぜ補助金を返さなければいけないのですか。	国税からなる補助金が、一企業の利益となってしまうようなことは好ましくありません。補助金の交付による事業によって一定以上の収益が生じた場合、補助金の一部を納付することとしています。これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいた運用となるためです。
42	交付決定後の注意事項	補助事業期間完了後、5年間は事業化状況を事務局へ報告する必要がありますが、どのようにすれば良いのですか。	事業化等状況報告書（指定様式）を提出していただきます。事業化及び収益状況についての報告となります。
43	その他	本Q & Aに記載されていない注意事項はありますか。	本Q & Aに記載されている内容は、代表的な質問の一部です。不明な点は事務局まで、お問い合わせください。